

## 5 自殺対策の推進について

我が国の自殺者数は、平成9年度までは2万5千人前後で推移していたが、平成10年3月に3万人を超え、以降その水準で推移している。「自殺対策基本法」は平成18年10月に施行され、平成19年6月には同法に基づき、「自殺総合対策大綱」が制定されたところである。しかしながら、自殺者数が10年連続3万人前後と高い水準となり、硫化水素による群発自殺が社会問題となったことから、平成20年10月31日に自殺対策において当面の加速すべき項目について自殺対策加速化プランをまとめ、自殺総合対策大綱の一部見直しを行ったところである。また、昨今の現今の厳しい経済社会情勢において、自殺対策になお一層の取組が求められる。平成21年度予算（案）等では、下記の対応を図ることとしており、各都道府県等においても、自殺対策基本法並びに「自殺総合対策大綱」の基本理念・基本施策を踏まえて、より一層の自殺対策の推進をお願いしたい。

### (1) 地域自殺予防情報センター運営事業

平成21年度予算（案）においては、都道府県等が地域自殺予防情報センターを設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、地域自殺対策関係者への研修等を行い、地域における自殺対策の総合的な支援体制の整備を推進し、自殺に関する支援の充実を図ることを目的とした「地域自殺予防情報センター運営事業」を行うための所要経費を計上したところであり、各自治体においては、積極的に取り組んでいただきたい。  
なお、詳細については、追って示すこととする。

### (2) 自殺防止対策事業

平成19年6月に策定された「自殺総合対策大綱」において、民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺対策を進める上で、不可欠であるとされているが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献事業に支えられている状況にある。

このような取組を一層推進するため、平成21年度予算（案）において「自殺防止対策事業」として民間団体への補助のための所要経費を計上したところである。詳細については追って示すので、各都道府県等においては、事業の実施についてご協力をお願いしたい。

### (3) 自殺予防総合対策センターへの情報提供協力をお願い

日頃から、国立精神・神経センター精神保健研究所内の自殺予防総合対策センターにおける調査研究にご協力いただき、感謝申し上げたい。今後も、同センターにおいて、各自治体における自殺対策の推進に資するよう情報収集、提供を強化していくこととしており、各都道府県等においては引き続き、同センターの実施する情報収集や研究調査にご協力いただきたい。

#### (4) その他

「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」については平成 21 年度も引き続き実施する予定であり、各都道府県等においては積極的な事業の実施をお願いしたい。また、自殺予防総合対策センターの実施する研修事業や「自殺未遂者・自殺者ケア対策事業」としての「自殺未遂者ケア研修」、「自死遺族ケアシンポジウム」については平成21年度についても引き続き実施することとしており、各都道府県等においては、これらの研修、シンポジウムに対し、関係機関に所属する職員の派遣を行うなど、特段の御配慮をお願いしたい。